

# 調剤報酬点数一覧表

2024年10月1日施行

## 調剤技術料

### 調剤基本料(処方箋受付1回につき)

調剤基本料1	45点
調剤基本料2	29点
調剤基本料3(イ)	24点
調剤基本料3(ロ)	19点
調剤基本料3(ハ)	35点
特別調剤基本料A	5点
特別調剤基本料B	3点

- 下記のいずれかに該当する場合は左記の50%
  - ・妥結率50%以下
  - ・妥結率等について未報告
  - ・薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務がない(受付回数600回/月以下を除く)
- 複数保険医療機関処方箋の同時受付で2回目以降の調剤基本料は左記の80%

分割調剤を行った場合	
長期保存困難等(2回目以降)	5点
後発医薬品試用(2回目)	5点
医師指示の場合(2回目)	※所定点数 1/2
(3回目)	※所定点数 1/3

※所定点数…調剤基本料(加算含)+薬剤調製料(加算含)+薬学管理料

減算対象	3点
------	----

地域支援体制加算1	32点
地域支援体制加算2	40点
地域支援体制加算3	10点
地域支援体制加算4	32点

後発医薬品調剤体制加算1	21点
後発医薬品調剤体制加算2	28点
後発医薬品調剤体制加算3	30点
後発医薬品調剤体制減算(受付回数600回/月以下を除く)	▲5点

連携強化加算	5点
在宅薬学総合体制加算1	15点
在宅薬学総合体制加算2	50点
医療DX推進体制整備加算1	7点
医療DX推進体制整備加算2	6点
医療DX推進体制整備加算3	4点

※特別調剤基本料Aは地域支援体制加算、後発医薬品調剤体制加算、在宅薬学総合体制加算1・2は各点数の10%で算定

## 薬剤調製料

内服薬(1剤につき3剤まで)	24点
頓服薬(受付1回につき)	21点
浸煎薬(1調剤につき3調剤まで)	190点
湯薬(1調剤につき3調剤まで)	
7日分以下	190点
8日分以上28日分以下	
7日目以下の部分	190点
8日目以上の部分(1日分につき)	10点
29日分以上	400点
内服用滴剤(1調剤につき)	10点
外用薬(1調剤につき3調剤まで)	10点
注射薬(受付1回につき)	26点

無菌製剤処理加算(1日につき)	
-6歳以下-	
中心静脈栄養法用輸液	69点
抗悪性腫瘍剤	79点
麻薬	69点
-6歳未満乳幼児-	
中心静脈栄養法用輸液	137点
抗悪性腫瘍剤	147点
麻薬	137点
麻薬加算(1調剤につき)	70点
向精神薬加算(1調剤につき)	8点
覚醒剤原料加算(1調剤につき)	8点
毒薬加算(1調剤につき)	8点
夜間・休日等加算	40点

時間外加算	※基礎額 100%
休日加算	※基礎額 140%
深夜加算	※基礎額 200%

※基礎額…調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算+調剤管理料

自家製剤加算	※予製剤・錠剤分割は所定点数の20%
内服薬(錠剤等)(7日分につき)	20点
頓服薬(錠剤等)	90点
内服・頓服薬(液剤)	45点
外用薬(錠剤等)	90点
外用薬(点眼剤等)	75点
外用薬(液剤)	45点
計量混合調剤加算	※予製剤は所定点数の20%
液剤	35点
散剤又は顆粒剤	45点
軟・硬膏剤	80点

## 薬学管理料

調剤管理料	
内服薬(1剤につき3剤まで)	
7日分以下	4点
8~14日分	28点
15日~28日分	50点
29日分以上	60点
内服薬以外	4点
重複投薬・相互作用等防止加算	
残薬調整以外	40点
残薬調整	20点
調剤管理加算	
初めて処方箋持参	3点
2回目以降で処方内容変更、追加	3点
医療情報取得加算1	3点
医療情報取得加算2	1点
服薬管理指導料(受付1回につき)	
3月以内に再来局で手帳持参	45点
上記以外	59点
介護老人福祉施設等入所者	45点
情報通信機器を用いた服薬指導	
3月以内に再指導で手帳提示	45点
上記以外	59点
特例(かかりつけ薬剤師と連携)	59点
麻薬管理指導加算	22点
特定薬剤管理指導加算1	
新たな処方	10点
継続(指導の必要)	5点
特定薬剤管理指導加算2	100点
特定薬剤管理指導加算3	5点
乳幼児服薬指導加算	12点
小児特定加算	350点
吸入薬指導加算	30点

服薬管理指導料(受付1回につき)	
特例(手帳の活用実績50%以下)	13点
かかりつけ薬剤師指導料(受付1回につき)	76点
麻薬管理指導加算	22点
特定薬剤管理指導加算1	
新たな処方	10点
継続(指導の必要)	5点
特定薬剤管理指導加算2	100点
特定薬剤管理指導加算3	5点
乳幼児服薬指導加算	12点
小児特定加算	350点
吸入薬指導加算	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料(受付1回につき)	291点
外来服薬支援料1	185点
外来服薬支援料2	
42日分以上投与日数7日分につき	34点
43日分以上	240点
施設連携加算	50点
服用薬剤調整支援料1	125点
服用薬剤調整支援料2	
施設基準を満たす場合	110点
上記以外	90点
調剤後薬剤管理指導料	
1)糖尿病患者に対して行った場合	60点
2)慢性心不全患者に対して行った場合	60点
退院時共同指導料	600点
服薬情報等提供料1	30点
服薬情報等提供料2	20点
服薬情報等提供料3	50点
経管投薬支援料	100点
在宅移行初期管理料	230点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	
残薬調整以外	40点
残薬調整	20点

在宅患者訪問薬剤管理指導料	
単一建物患者1人	650点
単一建物患者2~9人	320点
上記以外	290点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	
計画的な訪問指導に係る疾患の急変等	500点
上記以外	200点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
夜間・休日・深夜訪問加算(夜間)	400点
夜間・休日・深夜訪問加算(休日)	600点
夜間・休日・深夜訪問加算(深夜)	1000点
在宅患者オンライン薬剤管理指導料	59点
麻薬管理指導加算	22点
乳幼児加算	12点
小児特定加算	350点
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	59点
麻薬管理指導加算	22点
乳幼児加算	12点
小児特定加算	350点
在宅患者緊急時等共同指導料	700点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点

## 薬剤料

使用薬剤料(薬剤調製料の所定単位につき)	
所定単位につき15円以下の場合	1点
所定単位につき15円を超える場合10円またはその端数を増すごとに	1点

## 特定保険医療材料料

特定保険医療材料  
材料価格を10円で除して得た点数

★調剤報酬点数  
=調剤技術料+薬学管理料+薬剤料+  
特定保険医療材料料

★1点=10円